

各 位

炭酸二カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する具体的取扱いについて

「炭酸二カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」（令和 3 年政令第 65 号）の施行に伴い、大韓民国を原産地とする炭酸二カリウムに対しては、令和 3 年 3 月 25 日から令和 3 年 7 月 24 日の間、暫定的な不当廉売関税が課されることとなりました。

当該取扱いにつきましては、「炭酸二カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて」（令和 3 年 3 月 24 日財関第 244 号）の規定によるほか、下記により取り扱うこととしましたのでお知らせします。

記

1. 対象貨物

関税定率法の別表第 2836.40 号に掲げる物品のうち炭酸二カリウムであって大韓民国を原産地とするもの

2. 暫定不当廉売関税の税率

30.8%

3. 期間

令和 3 年 3 月 25 日から令和 3 年 7 月 24 日まで

4. システムを利用して行う輸入（納税）申告について

「内国消費税等種別コード（輸入）」欄に次のコードを入力する。

対象国等	NACCS 用コード
大韓民国産	S010001

問合せ先

通関総括第 1 部門（手続関係） TEL03-3599-6337

首席原産地調査官（原産地認定関係） TEL03-3599-6527